

研究紀要

みのお



第20号

令和5年度版

大阪府立箕面支援学校

目次

目次

実践報告

「本校の南海トラフ地震対策～その課題と対応～」	1
「自立活動の指導目標と指導内容の決定プロセス」	6
「地域支援リーディングスタッフの取り組み報告」	13

研究、実践の 報告・発表

実践報告

本校の南海トラフ地震対策 ～その課題と対応～

首席

1. はじめに

平成 30 年 6 月に大阪北部地震が発生し、本校では通学途中の児童生徒への対応や校内の被害の復旧等に追われた。そこで様々な課題が明らかになり、南海トラフ地震に備えて本校の対策の見直しを進めていくことになった。同年 12 月には大阪教育大学の健康安全教育系教育学部健康安全科学部門准教授による研修を実施し、翌令和元年度より防災対策委員会を立ち上げ、准教授には防災アドバイザーとして参加いただき、現在に至るまで災害対策について継続的に検討を行っている。

2. 本校の課題と対応

本校の特色の中でも災害対応に特にかかわる点は次のとおりである。

- (1) 車いすやバギーの使用者が多い。
- (2) 医療的ケア児が多い。
- (3) 児童生徒の居住地が広範囲にわたる。

これらに関する災害時の具体的な課題、その対応について述べていきたい。

(1) 車いすやバギーの使用者が多い

本校の障がい種別は主に肢体不自由で、高等部の知的障がいの生徒を除けば独歩で移動できる児童生徒はごく一部である。

1) 「災害発生直後の対応」に関する課題とその対応

①外傷の予防

南海トラフ地震では横揺れが 3 分以上続く可能性があるといわれている。児童生徒は車いす等の移動補助用具を使用しており、横揺れの影響を強く受ける可能性がある。車輪付きの乗り物は激しく移動し、重心の高い乗り物では転倒のリスクも高い。これまで緊急地震速報が鳴った場合は、教職員はヘルメット（PTA が教職員用として準備）をかぶり児童生徒の頭部を保護するとしていた。現在、それに加えて車いす等のブレーキ（アクションカード（写真）にも記載）、立位台等の場合は転倒前に安全に横倒しすることについて周知した。しかし訓練で使用中の立位台を倒すことは困難との結論に至り、実際の場面で安全に実施できるかは不明である。



アクションカード（写真）

②救護係の動きと各教員による応急処置

避難時には児童生徒の介助に多くの人員を要する。そのため救護係（保健部・医ケア部）の大半は発災直後からではなく、避難後からその役割にあたることにした。したがって発災直後から救護係として対応可能な人員は養護教諭と常勤看護師のみとなる。長い横揺れにより負傷者が多数出ることが予測されるが救護係のみによる対応では困難なため、外傷の程度により各クラス内で教員が対応できるようその目安と対応方法をアクションカードにまとめている。

2) 避難経路に関する課題とその対応

①校舎内の安全な避難経路

校舎は地下一階から三階まであり、避難経路は車いす等で安全に移動できるようにになっていなければならない。

地震発生時にはエレベーターが使用不可のため、3階から1階の移動はスロープを使用することになるが、スロープは片側壁面と天井の一部がガラス張りとなっている。

令和2年12月に災害を専門とする東北大学の教授にオンラインで相談したところ「(ガラスに)ワイヤーが入っているのは無いよりはよい。



ガラスのつなぎ目（写真）

ガラスの接合は非常に難しく、壁面と天井のつなぎ目（写真）が互いの変形に耐えられるかどうか。」と、破損の可能性を示唆された。令和3年12月には、スロープが使用できない場合を想定して教職員のみで階段を使用しての避難訓練を行った。しかし安全かつ迅速に避難させることは困難で、スロープの復旧を第一に考えるほうが有効であるとの結論となった。

本校は津波被害想定範囲外であるため火災や校舎の倒壊の危険性がない場合には校舎内にとどまることや、スロープが使用できない場合には避難シューターを活用できないかを検討している。

②校舎外の安全な避難経路

本校の一次避難場所は一階のバスロータリーで、大規模な火災などで危険がある場合には二次避難場所である運動場へと避難する。その際の経路は東側の高い壁面に沿った通路となっていた。しかしその壁面の上部には林があり、南側（右図）は、経



(図) 本校付近の土砂災害危険区域
(箕面市 防災マップより引用)

路からは外れるものの近い地点が土砂災害の危険区域に指定されていることが、少量の土砂であっても車いす等の通行には影響が大きく、また細い一本道であり先頭が行き詰まることで大きな混乱を招く可能性がある。そこで通学バス等が通行する校舎下の車道（写真）を通ることが可能かを検討した。校舎の下を潜り抜ける形となるため、その安全性が問題点であったが、先述の東北大学教授より「吹付材や照明器具等の落下には注意が必要であるが、コンクリートや石等の落下の危険性はないと考えられる。」と助言があり、避難経路として使用可能と判断した。



校舎の下の車道（写真）

（２）医療的ケア児が多い

令和５年度は 73 名が医療的ケアの申請をしている。目安ではあるが「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア」（厚労省）を用いて算出すると約半数が超重症児または準超重症児となり、医療依存度が高い児童生徒が多数在籍しているといえる。

1) 医療的ケアの実施に関する課題とその対応

① 在校時間帯での災害時の病院の受け入れ

児童生徒の中には「いざというときは病院に来るように」と主治医と確認している場合がある。しかし平成 30 年 9 月の台風 21 号で被災した訪問医師の体験によると発災直後は病院自体の停電や救急対応で手一杯となり、電源の確保を目的とする受診は困難な可能性がある、ということであった。常時人工呼吸器を使用するなどの場合であっても、すぐに受診できない可能性を想定して校内で電源を確保するなど、対応できるよう備えをすすめている。

② 学校以外で実施している医療的ケア

学校で行っている医療的ケアは方法を把握し、物品も揃っているため発災後も実施可能と思われる。しかし保護者が来校できず、本来なら下校後や夜間に実施する医療的ケアの実施が必要となる可能性がある。その場合は方法の把握や物品が不十分なため実施が困難となり、保護者や主治医と連絡をとりながらの可能な限りの対応となる。府立支援学校の中にはそういった場合を想定して保護者から聞き取りを行ったり事前に指示をもらったりしている学校もあり、本校でも今後必要に応じて検討していく。

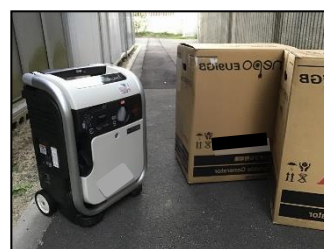
③看護師不在の場合の医療的ケア

教員と同じく看護師も状況によっては帰宅せざるをえない場合がある。看護師が一人でもいるならば校内は看護師管理下となり、教員による医療的ケアの実施が可能となるが、不在となった場合に医療的ケアをどのように継続するかは検討が必要である。

2) 備蓄に関する課題とその対応

①電源の確保

各種の医療機器を使用するためには電源の確保が必須となる。この数年の間でポータブル電源、発電機（写真）と燃料のカセットガスボンベを備蓄してきた。また児童生徒がいる時間帯には通学バス 12 台が校内に留め置きされており、そのうち 8 台にコンセントが備わっている（令和 6 年 4 月にはさらに 3 台追加）。これらはすべて正弦波であり医療機器の



カセットボンベ発電機（写真）

使用も可能である。しかし地震後を想定して使用したことは一度もなく、排気ガスが出る発電機をどこに設置し、どのように延長コードを配置するかなどは今後も検討、訓練が必要である。

電力が不十分な場合に備えて足踏み式吸引器、手動吸引器、電池で作動する吸引器なども学校備品として備えている。

②薬の確保

半数程度の児童生徒が何らかの薬を処方されている。任意ではあるが、保護者へは保護者管理のもと 3 日分の準備を常時依頼している。それらは通学バッグで保管し、本校から離れた避難所に行った場合やデイサービスで被災した場合にも使用できるようにしている。ただし冷所保管の薬は不可となるため主治医との相談が必要な場合がある。

③その他の物品の確保

校内に備蓄している食料は米や水であるため、経管栄養剤などが必要な場合は「非常用持ち出し袋」に各自で準備し、備蓄倉庫で保管している。

教室等では日ごろから医療的ケアで必要な吸引チューブやアルコール綿といった消耗品の予備を保管している。防災アドバイザーより地震後であっても校内にあるものは使用できると考えてよいと助言があり、物品についてはある程度の在庫が常にある状態であると考えている。

(3) 児童生徒の居住地が広範囲にわたる

本校の通学区域は池田市、吹田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町と広範囲である。

1) 保護者への児童生徒引き渡しに関する課題とその対応

基本的に震度5以上の地震の場合には授業を継続せず、保護者に迎えを要請し児童生徒の引き渡しを行う。しかし居住地から本校までが遠く、また独歩できる児童生徒も少ないためほとんどが車による迎えが予想される。平成31年度から保護者と協力して引き渡し訓練を実施し、多数の車が安全に校内を通行できるよう経路や誘導方法、引き渡しの流れを確認している。不参加の保護者が一定数いることなど課題もあるが、来年度は火災地震避難訓練と合わせて実施するなど、実際の場面に近い状況を想定した訓練に変更している。

2) 避難所運営に関する課題とその対応

児童生徒の自宅の被災状況や車の使用状況、停電等の影響により引き渡しのための来校が困難になる可能性がある。また学校以外で被災したものの自宅や近隣の避難所の使用が困難な場合などは本校に避難してくる可能性がある。本校は指定避難所ではないが、大阪府からの通知もあり在校生・卒業生とその家族は受け入れることができるよう準備をしている。しかし避難所運営のために必要な物品の備蓄や具体的な方法の検討、訓練の実施は不十分であり、今後の大きな課題である。

3) 各市町との連携に関する課題とその対応

令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村は個別避難計画を作成することが努力義務となった。令和4年度より本校の防災対策委員会と箕面市の担当で「防災地域連携会議」をもち、箕面市の個別避難計画の作成状況、本校の避難者受け入れ態勢などについての情報共有などを行っている。箕面市と協力して対応できるよう今後も連携を継続していく。在宅中や登下校中に被災した場合に、地域の避難所を利用することもありうる。災害時に本校の児童生徒が必要な支援を受けられるよう箕面市以外の市町との連携も必要である。

3. さいごに

災害時の状況を具体的に想定していくと本校としての課題が明確になった。防災アドバイザーの助言を受けながら防災対策委員会で検討を重ね、徐々に体制は整ってきている。しかしまだ準備が不十分な点や各教職員や保護者への情報の周知など、災害時の混乱を最小限に抑えるために取り組めることはまだある。今後も各所と連携して体制の整備を進めていきたい。

自立活動の指導目標と指導内容の決定プロセス

～ 学習指導要領、個別の教育支援計画との関連を考察する ～

指導教諭

1. はじめに

平成29年4月に新学習指導要領が告示され、翌年3月に刊行された学習指導要領解説(自立活動編)において、「流れ図」と称される、自立活動の指導目標と指導内容を決定する過程が図式で示された。前回の学習指導要領改定時の平成21年6月に刊行された学習指導要領解説(自立活動編)においても、同様の図式の原型が登場しているが、今回の改訂では、流れ図のプロセスは大幅に複雑化している。

学習指導要領は、告示という形で教育課程の基準を大綱的に定めるため、一定の法的拘束力を有する。一方、学習指導要領解説は、文部科学省が発行する参考資料であり、「流れ図」についても、例示であることが文中に記されている。

本校では令和3年度より個別の教育支援計画(以下、個支計)と個別の指導計画(以下、個指計)を大幅に改定したが、自立活動の個指計の新様式内に、今回の学習指導要領解説に示されている「流れ図」を導入する試みは、その複雑な目標決定プロセスの理解の難しさと、実用上の問題から見送られた。

本校における個支計、個指計の改訂では、個支計と自立活動の個指計の内容の接続をより意識し、個支計で収集した様々な情報を、自立活動の個指計作成に生かしやすいよう工夫した。しかし、自立活動の指導目標と指導内容を設定する具体的な決定プロセスについては、記入スペース等の問題もあり、計画書内に十分な記述欄を確保できたとは言い難い。

そこで本稿では、新学習指導要領本体の 第7章自立活動 第3「個別の指導計画の作成と取り扱いについて」を詳しく読み解きながら、自立活動の指導目標と指導計画の決定プロセスの流れを、学習指導要領の文言に忠実な形で解説し、現場での思考方法の一助としたい。本校の個支計と自立活動の個指計に当てはめた具体例も提示することで、具体的な流れをよりイメージしやすいようにする。

2. 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

キーワード: 「課題」「指導目標」「指導内容」「項目」

特別支援学校幼小中学学習指導要領第7章自立活動第3「個別の指導計画の作成と取り扱い」について(P200～P201)では、冒頭に示したキーワードが読解上のポイントであることに気づく。これらの重要キーワードを中心に文章を整理すると、以下の(1)～(7)の要点が浮かび上がる。

<学習指導要領本文中の要点> ※鍵括弧は強調のために使用している。

- (1) 障害の状態や特性、心身の発達段階を把握し、指導すべき「課題」を明確にする。
- (2) 指導すべき「課題」相互の関連を検討する。
- (3) 「課題」から、「指導目標」「指導内容」を設定する。
- (4) 長期的、短期的な観点から「指導目標」を設定する。
- (5) 必要とする「項目」を選択し、相互に関連づけて、具体的に「指導内容」を設定する。
- (6) 「指導内容」設定時の配慮点(※ 以下に文中に出てきたキーワードを提示する。)

興味、主体的、成就感、自己肯定、困難の改善・克服、意欲、進んでいる面を更に伸ばす、自ら環境を整える、周囲に支援を求める、自己選択、自己決定、学習の意味理解

- (7) 「指導目標」達成に必要な「指導内容」を段階的に取り上げる。

次に、(1)～(7)各要点の言葉の意味を解釈し、本校の個支計と自立活動の指導計画の具体的な指導目標、指導内容決定プロセスに当てはめ、各要点を時系列で①から⑥の流れに整理した。

- ① 「課題」とは、実態把握と本人保護者のニーズに基づいて最初に浮かび上がる「各区分内の指導目標」と考える。まず、6つの区分ごとに、考えられる指導目標を列挙していく。※区分、項目は、自立活動の6区分27項目を指す。
- ② 列挙された課題同士の関係性や、指導の相乗効果を期待できそうな中心的課題を考察し、指導優先度が高いと考える課題を絞り込む。この絞り込みは、実態把握と本人保護者のニーズに基づいて、目標の達成可能性、教育的意義を考慮して行う。
- ③ 絞り込みで残った各課題を適切に組み合わせ、まず、個支計において、最も長期の目標となる「3年間の支援目標」を設定する。
(補足説明) 本校の個支計の3年間の支援目標は、実態把握と本人保護者のねがいを踏まえて設定する、教科学習と自立活動に関する長期的目標であると考えている。
- ④ 3年間の支援目標を基礎に、自立活動の個支計において、学校生活全般の自立活動(特別支援学校学習指導要領総則第2節 2(4))と、自立活動(自立活動の時間の指導)の年間指導目標を設定する。両者は相補的關係にあり、一般的に前者が学校生活の中での実践的学習、後者は自立活動の授業での基礎的学習が担うよう整理する。
- ⑤ 更に、年間指導目標を前後期の短期指導目標に分けて、段階的に目標を達成するよう計画する。
- ⑥ 指導目標から具体的な指導内容を考えるとき、以下の2つの思考方法がある。

【思考方法1】

「指導目標の達成に必要な(役立ちそうな)項目を選定し、その項目同士を関連付けて、具体的な指導内容を設定する。」

この方法は、具体的指導目標をいったん抽象化して、関連する区分内で必要項目を選び、区分を超えて関連付け、それらを総合して具体的な指導内容を考える。つまり、具体→抽象→具体という流れになる複雑な思考方法であるが、昭和47年発行の養護・訓練時代の学習指導要領から現行学習指導要領に至るまで、「目標を元に必要項目を選択し互いに関連づける」という思考方法の記述は、基本的に変化していない。

学校現場においては、指導目標から直接的に具体的な指導内容を考えにくい時に、区分の各項目をヒントに指導内容を考えるのに適した思考方法だと言えよう。

【思考方法2】

「指導目標から、直接的に具体的な指導内容を考案し、その指導内容がどの項目に関連しているかをチェックする。関連する項目を見つけれれば、その指導内容の教育的意味を明示化、整理できる。」

この方法は、具体→具体→抽象という思考の流れになり、比較的イメージしやすい思考方法であると考えられる。自立活動の区分と各項目は昭和47年の養護・訓練時代当初は4区分12項目であったが、現場での自立活動における実践知が集約、抽象化され、新たな項目が追加、整理されてきた結果、現在の6区分27項目まで蓄積されてきた。その経緯を考えても、必ずしも既存の各項目だけに頼らず、具体的な新しい発想で指導内容を考えることは、将来の新たな区分や項目の追加に貢献する可能性がある。

3. 具体的な指導目標、指導内容設定プロセス

次に、2-①～⑥【思考方法1】の流れによる指導内容、指導目標設定のイメージを具体例を通して検討していく。

- ① シート(1)実態把握、シート(2)本人・保護者のねがいから、考えられる「課題(自立活動6区分内指導目標)」を列挙する。シート(1)、シート(2)は、本校の個支計様式だが、実態把握と本人・保護者のねがいを、自立活動6区分を意識した項目に分けて整理している。

(表1)に両者の項目をマトリックス表にして、自立活動6区分との関連を示している。各区分からの吹き出しには、具体的な課題の例を記載した。

- ② 列挙された「課題」から、重要な課題を絞り込む。

各区分の課題ごとに、課題の絞り込みを行う。現在までの教育活動の経過を考察し、教育的意義と目標達成可能性を考慮して、課題を絞り込む。(表2)

実態把握、 本人・保護者のねがい 6区分マトリックス表		シート(2) 本人・保護者のねがい		
		身体の動き 生活の自立 (食事・排泄・更衣等)	健康面 心理情緒面	コミュニケーション 対人関係・集団参加 その他
シート(1) 実態把握	身体と健康の状態		健康の保持	例: ①苦手な食材を食べられる。②顔を自分で拭く。
	姿勢・基本動作 日常生活動作 (身辺動作)	身体の動き		例: ①自助具での食事動作、②下衣着脱の協力動作、③便座排尿、④ウォーカーでの長距離歩行
	心理情緒面 興味・関心・余暇	環境の把握	心理的な安定	例: ①見通しを持って行動する。 ②落ち着いて活動に参加する。 ③色々な事に挑戦する。
	コミュニケーション 対人関係・集団参加			コミュニケーション 人間関係の形成
		例: ①好きな食材をフォーク等で刺す。②教室から保健室の道順が分かる。	例: ①相手の気持ちを考えて話す。②挨拶ができる。③集団活動に参加できる時間を増やす。	

(表1)

列挙された課題		絞り込んだ課題
身体の動き(①、②、③、④)	➡	身体の動き(①、②、③、④)
健康の保持(①、②)		健康の保持(①)
環境の把握(①、②)		環境の把握(②)
心理的な安定(①、②、③)		心理的な安定(①、③)
人間関係の形成(①、③)		人間関係の形成(①)
コミュニケーション(②)		コミュニケーション(②)

(表2)

③ 絞り込んだ課題を組み合わせ、シート(2)「3年間の支援目標」を設定する。

※ 以下、各区分を「身、健、環、心、人、コ」などで省略

〈3年間の支援目標〉

I. トイレ、給食、更衣などで、自分で出来ることを増やす。

(身①、②、③、健①)

II. 見通しと責任感を持って、係の仕事などにチャレンジする。

(身④、心①、③、環②)

III. 校内での挨拶や、相手の話を聞く等のコミュニケーション力を身に着ける。(人①、コ②)

- ④ 3年間の支援目標を基礎に、シート(3)学校生活全般の自立活動と、自立活動の時間の年間指導目標を設定する。

※ 括弧内のローマ数字は、関連する3年間の支援目標の番号

【学校生活全般の自立活動】

- A) トイレ便座で座位を保ち、手すりを使って立ち上がり、立位保持できる。(Ⅰ)
- B) 給食時に苦手な食材にチャレンジし、スプーンで口元に運べる。(Ⅰ)
- C) ウォーカーに乗って保健室に健康観察表を一人で持っていける。(Ⅱ)
- D) 登下校時に、教師や友だちに自分から挨拶できる。(Ⅲ)

【自立活動の時間】

- (a) 端坐位保持能力の向上、つかまり立ち上がり、つかまり立ち能力の向上(Ⅰ)
- (b) 背もたれ座位姿勢での上肢や手指のコントロールの向上(Ⅰ)
- (c) ウォーカー歩行の操作性、歩行距離の向上(Ⅱ)

- ⑤ 年間指導目標を前後期の短期指導目標に分けて、段階づけて計画する。

学校生活全般の自立活動(前期)

- A) 教師が介助してトイレ便座で座位を保ち、手すりを使って立ち上がることができる。
- B) 給食時に苦手な食材を一口だけ食べる。教師が介助してスプーンで口元に運べる。
- C) 教師が方向を示したり、後方から押ししたりしながら、ウォーカーに乗って保健室に健康観察表を持っていける。
- D) 登下校時に、教師からの挨拶に返答して挨拶できる。

自立活動の時間(前期)

- (a) 一分程度、一人で端坐位バランスを保持できる。教師が介助して、手すりにつかまって、立ち上がることができる。
- (b) 遊びや作業の中で、背もたれ座位姿勢で顔の高さまで手を持ち上げることができる。
- (c) ぶつからずにウォーカーで直進でき、教室と保健室間の片道の歩行距離を歩くことができる。

学校生活全般の自立活動(後期)

- A) 見守りで便座座位を保ち、手すりを使って立ち上がり、立位を保つことができる。
- B) 給食時に苦手な食材を数口食べられる。数回程度一人でスプーンを口元に運べる。
- C) 教師の遠方からの見守りで、ウォーカーに乗って保健室に健康観察表を持っていける。
- D) 登下校時に、自分から教師に挨拶できる。教師に促されて友だちに挨拶できる。

自立活動の時間(後期)

- (a) 三分程度、一人で端座位バランスを保持できる。一人で手すりにつかまって立ち上がり、立位を保つことができる。
- (b) 背もたれ座位姿勢で顔の高さまで手を持ち上げて、正確に操作する作業ができる。
- (c) ぶつからずにウォーカーで廊下を曲がり、教室と保健室間の往復の歩行距離を歩くことができる。

- ⑥ 必要とする「項目」を選択し、相互に関連づけて、具体的に「指導内容」を設定する。また、指導内容設定時は、以下の視点に配慮する。

興味、主体的、成就感、自己肯定、困難の改善・克服、意欲、進んでいる面を更に伸ばす、自ら環境を整える、周囲に支援を求める、自己選択、自己決定、学習の意味理解

※ 以下、目標 A のみを取り上げて例示する。

◇学校生活全般の自立活動前期目標の「指導内容」設定プロセス(具体→抽象→具体的の方法)

指導目標 A(具体的課題)

- 教師が介助してトイレ便座で座位を保ち、手すりを使って立ち上がることができる。

指導目標 A に必要な項目の選択(抽象化)

- 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること(身)
- 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること(環)
- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること(心)
- 言語の受容と表出に関すること(コ)

選択した項目を相互に関連づけた指導内容の設定(再具体化)

- 両足と臀部で体を支え、端座位バランスを維持する感覚を知る。(身・環)
- 座位を保ちやすく、立ち上がりやすいような便座に座る位置を考える。(身・環)
- 一人で座位を保てる秒数を数え、日々の記録の変化を学習意欲の向上に役立てる。(心・コ)
- 座位でおじぎをした姿勢で手すりを握る位置やタイミングの指導を理解し、教師が介助して立ち上がる時の筋力と動的バランスを向上する。(身・環・コ)
- 給食後などの時間を利用して、一日 1 回程度便座排尿を練習するスケジュールを意識し、自分から教師に伝える。(心・コ)

4. まとめ

本稿で示した自立活動の目標設定の流れは、現行の学習指導要領解説に例示された「流れ図」の方法ではなく、その本体である学習指導要領の文言を解釈し、個支計から自立活動の個指計を作成する本校のプロセスに当てはめて、各要点を①から⑥の流れで整理した。流れ全体を眺めてみると、実際に現場で行われている指導目標設定プロセスと大きく離れたものではないが、⑥の指導目標から指導内容を設定する【思考方法1】のプロセスは、普段あまり意識されていないかもしれない。

本校の計画書内には、⑥のプロセスを具体的に記述する欄が無いが、考え方を整理、理解しておくことで、学習指導要領に裏打ちされた方法で指導内容を作成しているという共通認識、信頼性、安定感が得られると思う。

一方、指導目標から具体的な指導内容を考えるとき、学習指導要領に提示されている【思考方法1】の方法以外に、【思考方法2】の考え方も合わせて提示した。これは、養護・訓練時代から自立活動時代にかけて続いてきた、区分と項目の拡大と発展を支えてきた、自立活動の現場での隠れた思考方法ではないかと考えている。

両者の考え方を併用しながら指導内容を検討することで、現行の学習指導要領の内容に則りつつ、自由な発想で指導内容を考え、将来の新しい区分や項目の追加、自立活動の指導方法の発展に寄与することが期待できる。

なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係については、別個の書類として取り扱う学校も多いと思うが、本校では従来から両者を統合して運用しており、令和3年度の改訂で両者の結合は更に強化されている。個人的にも、児童生徒の情報を一元化できることは、大きなメリットがあると考えている。

今回の考察では、現行学習指導要領から自立活動の指導目標と指導内容設定の流れを導き出し、本校の個支計と個指計に即した流れで整理することができた。⑥のプロセスを明示化する様式追加の必要性など、新たな課題も見えてきたので、今後検討していきたいと思う。

地域支援リーディングスタッフの取り組み報告

リーディングスタッフ

1. はじめに

平成19年の文部科学省による「特別支援教育の推進についての通知」により、支援学校においては「地域における特別支援教育のセンター的機能」として、以下のような支援学校が有する支援教育の専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが位置づけられている。

- (1) 小・中学校等の教員への支援機能
- (2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- (3) 障がいのある幼児児童への指導・支援機能
- (4) 福祉・医療・労働などの関係機関等の連絡調整機能
- (5) 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- (6) 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の情報機能

文部科学省の通知により、大阪府では、「支援教育地域支援整備事業」において、支援学校にリーディングスタッフを配置し、市町村関係部局や小・中学校等からの要請に応じて、以下の活動を行っている。

- (1) 訪問相談による相談
- (2) 合同相談会の企画や協力
- (3) 障がい理解推進、校内委員会等の体制づくりの助言
- (4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けた助言
- (5) 地域における教育・医療・保健・福祉等の関連機関との連携、協力体制の構築
- (6) 市町村関係部局や教育委員会、小・中学校が主催する研修会や協議会への参加
- (7) 小・中学校等の教職員に対する研修講師の派遣
- (8) 自立活動等における指導実践の公開、教材・教具に関する情報提供及び貸し出し
- (9) 専門性の向上にむけた研究協議会、研修への参加
- (10) その他、大阪府教育庁が必要と認める支援

2. 本校における地域支援

本校は、豊中支援学校・中津支援学校の3校で、豊中市・箕面市・池田市・豊能町・能勢町の3市2町の「豊能ブロック」の地域支援を担当している。

令和4年及び5年度においては、豊能ブロックの地域支援幹事校として、①各種会議や学習会の開催（ブロック会議、拡大実務者会議、支援教育学習会の開催、実務者会議）②地域の諸会議への参加（箕面市支援連携協議会、池田市要保護児童支援地域協議会、吹田市域

療育等関係機関連絡会議、箕面市リーディングチーム連携会議、池田市リーディングチーム会議等）③訪問相談・研修講師を担ってきた。

本校の訪問相談については、肢体不自由の相談だけでなく、発達障がい等、地域の様々な教育的ニーズに合わせた相談体制を豊能ブロック内の支援学校と協働で請け負ってきた。

3. 訪問相談の件数（令和4年度実績）

年間訪問相談件数 89件

	幼・保・こども園	小学校	中学校	合計
豊中市	18	38(2)	2(2)	58(4)
箕面市	0	18(1)	9(1)	27(2)
池田市	0	2	0	2
能勢町	0	1	0	1
豊能町	0	1	0	1
合計	18	60(3)	11(3)	89(6)

() は、肢体不自由の相談件数

4. 主な相談内容（一部抜粋）

校種	主訴
A小学校	教室からの飛び出し、集中困難、教師への暴力
B小学校	肢体不自由児童の給食介助の方法
C小学校	脳性まひの児童の集団参加、児童が支援を受け入れない
D小学校	集団参加が困難、愛着形成の困難、書字の困難さの支援
E小学校	立ち歩き、暴言・暴力の対応、保護者対応について、教室対応
F小学校	人工呼吸器を使用する児童のプール介助について
G小学校	ギフテッド児童への対応、授業参加が難しい、保護者との連携
H小学校	ペルテス病の児童への対応、行事への参加、自立活動
I小学校	脳性麻痺児童の自立活動、移乗の介助方法、タブレット活用
A中学校	怒りのコントロール、運動機能向上の工夫、タブレット入力
B中学校	脳性麻痺生徒の移乗、身辺自立の介助について、宿泊配慮事項
C中学校	脳性麻痺生徒のコミュニケーション支援、本人の意思の確認方法
E中学校	自立活動の工夫、タブレット端末の活用について
F中学校	肢体不自由の転入生へのアセスメント、指導支援の方向性、環境整備



5. 支援教育研修の件数（令和4年、5年度に実施研修テーマ一部抜粋）

開催市町	研修テーマ
豊中	不登校児童・生徒の心理的理解と段階別対応
池田	応用行動分析を用いた子どもの行動理解と支援（知識編）
池田	応用行動分析を用いた事例検討会（実践編）
豊中	応用行動分析を用いた子どもの行動理解と支援（知識編）
豊中	子どもの行動分析とポジティブ行動支援
箕面	弱視・肢体不自由の児童理解と支援
豊中	ASDの理解と合理的配慮
豊中	ADHDの疑似体験と支援方法の検討
箕面	学習障がいのある児童生徒の困り感と支援方法
箕面	配慮が必要な幼児へのアプローチ
豊中	愛着形成の不安定な子どもの理解と対応
箕面	発達障がいのある子どもの見え方・聞こえ方の疑似体験と支援
豊中	合理的配慮とユニバーサルデザインを意識した授業作り
豊中	支援学校の自立活動（肢体不自由教育編）
箕面	支援学校の特色と進路について
豊中	明日からの支援に活かす個別の支援計画・指導計画の書き方
豊中	発達に課題のある子どもの保護者支援
豊中	通級指導教室で使える心理査定について
箕面	中学校卒業後の進路について（高等支援学校等との合同学習会）

肢体不自由の研修は、地域の小・中学校に対象となる児童・生徒が少ないため、研修依頼は、少なかった。一方で多様な障がいについての理解と支援方法、応用行動分析を用いた子どもの行動問題の分析、愛着形成に課題のある児童・生徒の理解と対応など、多岐にわたる研修ニーズが地域の園・学校から多く寄せられ、地域支援の一環として対応してきた。

研修方法については、感染症予防のため、集合型の研修が実施しにくい場合は、オンデマンドやオンラインと対面型のハイブリッドによる研修を実施し、地域の教員が参加しやすいように工夫を行った。

6. 支援教育学習会

豊能ブロックでは、年に2回、長期休業期間中に地域の教員向けに支援教育に関する学習会を開催してきた。研修内容や講師については、支援学校だけでなく、研修内容や講師をきめるのではなく、地域のリーディングチーム会議等で、小中学校の教育現場で日々悩んでおられる先生方のニーズの聞き取りをしながら、内容及び講師の選定を行った。令和4年度及び5年度の学習会の内容は、以下の通りである。

令和4年

7月「はじめてみようコグトレ実践」井阪 幸恵先生（和泉市立国府小学校）

麻生川 理詠先生（大阪府立和泉支援学校）

1月「HSCの子どもの理解と対応」 明橋 大二先生（富山病院 診療内科部長）
令和5年

7月「中学校卒業後の進路～高等支援学校・共生推進教室・自立支援コース～」
とりかい高等支援学校、千里青雲高校、園芸高校の地域支援担当教員

1月「不登校の子どもの理解と段階的対応」
小柳 憲司先生（長崎県立こども医療福祉センター副所長兼医療局長）

7. 豊能ブロック地域支援推進幹事校を振り返って

令和4年及び5年度の2年間、豊能ブロックの地域支援推進幹事校を担当してきた。コロナ禍やその他の感染症が流行する中で、オンライン等を活用したり、日々多忙な教員の研修機会の保証として、当日参加できない参加者には、後日録画配信を行ったりするなどの工夫を行ってきた。

その結果、参加希望者は、毎回、100名以上の参加希望があり、事後アンケートにおいては、学習会の内容について9割を超える肯定的な感想を地域の先生方からいただくことができた。学習会実施までに、地域の諸会議に出席し、小中学校の教育現場におけるニーズの聞き取りをしながら、学習会のテーマや講師の選定を行ってきた成果だと考える。

拡大実務者会議では、近年、教育現場で課題になっている以下のテーマについて、各市町の教育委員会と連携してアンケートを取り、市町の取り組みについての情報共有や課題についての検討をリーディングチーム代表と行った。

2022年度

7月「自立活動の工夫と課題」

1月「次世代の教員育成の工夫」

2023年度

8月「通級指導教室の現状と課題」

12月「不登校支援の工夫と課題」

訪問相談では、コロナ禍やその他の感染症の流行に配慮しながら、教育委員会や学校と相談して実施してきた。毎年、100件近い相談依頼があり、地域の教育現場の困難さを感じた。肢体不自由だけでなく、発達障がいの子どもの理解、愛着形成の課題による行動問題、感情コントロールや自傷・他傷行動など様々な相談に対応してきた。

課題としては、これだけの相談件数に対応するためには、各学校に学期に1回程度の訪問相談しかできなかった。そのため、訪問相談で助言をしたまま、その後のアフターフォローが手薄であったことが課題である。

今後は、オンライン等をより一層活用し、地域の教員や保護者の相談に「いつでも・どこでも・気軽に」相談できる相談体制が必要であると感じている。

最後に、この地域支援の取り組みを行うにあたり、各市教育委員会、各市町のリーディングチーム、リーディングスタッフの活動を理解し、学校で支えてくれる校内の教員、全ての方に感謝を申し上げる。